

長崎県農業法人協会と（公財）長崎県農業振興公社との
農地の集積・集約化に関する協定書

長崎県農業法人協会（以下「甲」という。）と（公財）長崎県農業振興公社（農地中間管理機構（以下「乙」という。））とは、農林水産省九州農政局及び長崎県を立会人として、農業法人を始めとする担い手の規模拡大、農地の集団化、農業への参入促進等による農地利用の効率化・高度化を図る目的で、甲が推進する農地中間管理事業の利活用を促進するため、次のとおり協定を締結する。

- (1) 甲は、農地中間管理事業の取組を支援するため、会員法人に対して乙と連携し次の事業に取り組むよう呼びかけを行う。
 - ア 本協定による事業を促進するために、甲の会員法人が現在利用する農地について、その利活用にかかる手続きをできる限り農地中間管理事業に移行し、乙の事業による農地集積・集約化の一層の加速化に資するよう努めること。
 - イ 自ら事業経営に影響がない限りにおいて、乙が借受けた農地について積極的に利活用するよう努めること。
 - ウ 分散錯圃の解消に向け、地域の担い手農業者や農業法人との協議及び協力を進めること。
 - エ アからウまでに掲げる事項に取り組むことを通じて、効率的な農地利用が進められるよう努めるとともに適正な農地利用を行うこと。
- (2) 乙は、農地の集積・集約化に向け取り組んでいる農地中間管理事業をさらに促進させるため、県内の遊休農地の所有者及び今後離農を検討している農地所有者に対し、事業を周知徹底することに努めるとともに、地域の中核的担い手である甲の会員法人に対して、積極的に情報提供を行い、効率よくその利活用を促すよう努める。
- (3) 乙は、各自治体等と協力して甲の会員法人の生産活動と地域農業との調和のとれた健全な発展が図られるよう努める。
- (4) 甲及び乙は、本協定の内容を公表し、各地域や自治体も含めて広く周知する。
- (5) 本協定の履行に当たり、疑義を生じた場合は、甲、乙、誠意をもって協議解決する。

(6) この協定の有効期限は、協定締結の日から3年間とする。なお、甲、乙のいずれかが期間満了の3カ月前までに更新しない旨の意思表示を行わない場合は、さらに3年期間を延長し、以降もこの例によるものとする。

この協定の成立を証するため、本書4通を作成し、甲、乙及び立会人署名の上、各自その1通を所持する。

平成28年11月18日

甲 長崎県農業法人協会

会 長

近藤 一海



乙 公益財団法人 長崎県農業振興公社

理 事 長

濱本 磨毅穂



立会人 農林水産省九州農政局経営・事業支援部

部 長

竹村 俊昭

立会人 長崎県農林部

部 長

加藤 華仁

高崎新聞 428 11.19

県農業振興公社と県農業法人協会

農地集積・集約で協定

高齢化などで耕作が困難な農地を意欲のある農家などに貸し出す農地中間管理機構に県から指定されている県農業振興公社と、県農業法人協会は18日、農地の集積・集約化に関する協定を結んだ。今後、連携を深めて農業経営の規模拡大や地域農業の活性化につなげたい考え。



農地の集積などに向け、協定を結んだ県農業法人協会の近藤会長（中央）ら＝長崎市元船町、サンフレール

同公社などによると、高齢化などを理由に農業を離れる人がいる一方、所得拡大を目指す農業者も多く、まとまった優良農地の確保が課題。協定締結で、同協会側は同公社の情報網を生かして県内全域の遊休農地などの情報を得ることができるとも農地貸し付けの進展が今後期待される。

長崎市内であった締結式には、竹村俊昭九州農政局経営・事業支援部長も出席。同協会の近藤一海会長は「農業法人経営のコスト削減、経営効率の向上につながる」とあいさつした。農地中間管理機構は政府が掲げる農業分野の成長戦略の柱として各都道府県に設置。2014年の発足以降、県内の貸し付け面積は、

雲仙市や吉岐市など計19市。農地中間管理事業の県内74珍(3月末時点)。公社の対象面積は、経営耕作面積と耕作放棄地を合わせて約3万7千珍。(山口紗佳)